

当医院からのご案内

- ・ **当院は保険医療機関の指定を受けています。**

保険診療で受診される際は、保険証をご提示ください。

- ・ **個人情報保護法を順守しています。**

問診票、診療録、検査記録、エックス線写真、歯型、処方せん等の「個人情報」は、治療目的以外には使用しません。

- ・ **明細書発行体制（レセプト電子請求を行っている医療機関）**

算定した診療報酬の区分、項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書の発行を無料で行っています。公費医療（自己負担のない）の患者さんにも無料で発行しています。なお、必要のない場合は事前に窓口にお伝えください。

- ・ **新しい義歯（取り外しできる入れ歯）を作るときの取り扱い**

新しい義歯を保険診療で作った場合、6ヶ月間は新たに作り直すことは出来ません。他院で作製した義歯も同様です。

- ・ **クラウン・ブリッジ維持管理料【補管】**

当院で装着した冠やブリッジにおいて、2年間の維持管理を行っています。異常があればそのままにせず、早めにお知らせください。

- ・ **歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準【歯初診】**

当院では口腔内で使用する歯科医療機器等について、患者様ごとの交換、専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理の徹底等、十分な院内感染防止対策を行っています。

当院には歯科外来診療の院内感染防止対策に係る標準予防策及び新興感染症に対する対策の研修を4年に1回以上、定期的に受講している常勤の歯科医師が1名以上配置されています。

また、職員を対象とした院内感染防止対策にかかる標準予防策及び新興感染症に対する対策等の院内研修等を実施しています

- ・ **当院では、診療情報の文章提供に努めています。**

- ・ **患者さんと協力して歯の病気の継続的管理に努めています。**

※詳しい内容につきまして当院スタッフまで、ご遠慮なくお問い合わせください。

当医院は、以下の施設基準等に適合している旨、厚生労働省地方厚生局に届出を行っています。

歯科疾患管理料の注11に規定する総合医療管理加算及び 歯科治療時医療管理料【医管】

医科の主治医、病院と連携し、全身的な管理体制のもと歯科治療をおこないます。

通院困難な患者さんには訪問診療を行っています。

歯科訪問診療料の注15に規定する基準【歯訪診】

訪問診療を行っております。なお、当院は、訪問診療を専門とする医療機関ではありません。

歯科疾患在宅療養管理料の注4に規定する在宅総合医療管理加算及び 在宅患者歯科治療時医療管理料【在歯管】

医科の主治医、病院と連携し、全身的な管理体制のもと歯科治療をおこないます。

当医院は、以下の施設基準等に適合している旨、厚生労働省地方厚生局に届出を行っています。

歯科外来診療感染対策加算【外感染1】

歯科外来診療における診療感染対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、研修を受けた者が常勤し、院内感染防止に努めています。

外来後発医薬品使用体制加算【外後発使】

当院では、後発医薬品の品質、安全性、安定供給体制等の情報を収集・評価し、その結果を踏まえて後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいます。

有床義歯咀嚼機能検査1の口及び咀嚼能力検査【咀嚼能力】

義歯を装着し顎運動及び咀嚼運動を測定するため、咀嚼能率測定用のグルコース分析装置を備えています。

当医院は、以下の施設基準等に適合している旨、厚生労働省地方厚生局に届出を行っています。

光学印象【光印象】

十分な経験を積んだ歯科医師が、光学印象機を用いて印象採得を行います。

CAD/CAM冠【歯CAD】

コンピュータ支援設計・製造ユニット（歯科用CAD／CAM装置）を用いて、前歯・臼歯に対して歯冠補綴物を設計・製作しています。

※金属アレルギーの方はご相談ください。

歯科技工士連携加算 1 及び光学印象歯科技工士連携加算【歯技連 1】

歯科技工士との連携体制を整え、迅速かつ質の高い歯科技工の提供を行っています。

歯科技工士連携加算 2【歯技連 2】

歯科技工士と情報通信機器を用いた連携体制を整え、迅速かつ質の高い歯科技工の提供を行っています。

当医院は、以下の施設基準等に適合している旨、厚生労働省地方厚生局に届出を行っています。

医療DX推進体制整備加算【医療DX】

電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービスなどの医療DXにかかる取り組みを実施し、オンライン資格確認等システムで得た医療情報を活用し、質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

当医院は、以下の施設基準等に適合している旨、厚生労働省地方厚生局に届出を行っています。

小児口腔機能管理料の注3に規定する口腔管理体制強化加算【口管強】

歯科疾患の重症化予防に資する継続管理、高齢者・小児の心身特性、口腔機能の管理及び緊急時対応等に係る研修を全て修了するとともに、う蝕や歯周病の重症化予防に関する継続管理の実績があり、地域連携に関する会議等に参加しています。

自動体外式除細動器（AED）を常備しています。

連携先保険医療機関名： 耳鼻咽喉科麻生病院 歯科口腔外科

電話番号： 011-731-0418

当医院は、以下の施設基準等に適合している旨、厚生労働省地方厚生局に届出を行っています。

歯科外来診療医療安全対策加算1【外安全1】

歯科外来診療における医療安全対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、研修を受けた歯科医師が常勤し、職員に医療安全対策に係る院内研修等を実施しています。また、緊急時には下記の医療機関と連携を取り、適切に対処を行える体制を整えています。自動体外式除細動器（A E D）を常備しています。

連携先保険医療機関名： 耳鼻咽喉科麻生病院 歯科口腔外科

電話番号： 011-731-0418

当院での情報の取り扱いにつきまして

- 当医院は、オンライン資格確認を行う体制を整備いたしております。
- 当医院では、薬剤情報・特定健診情報など、必要な情報を患者さまよりお預かりし、これを活用して診療などを行っております